

3. 大阪体育学会名誉会員の推薦に関する規程

- 1 会則第6条2に基づき、名誉会員の推薦に関する本規程を定める。
- 2 名誉会員は会費を免除され、会員に準ずる権利を有するが、会長、副会長、理事の被選挙権及び選挙権は有しない（会則第11条、役員選出方法に関する規程5および6）。
- 3 理事会は、原則年齢65歳以上で、特に学会に対して貢献のあった会員を名誉会員として総会に推薦する。なお、役員の任期中に名誉会員になることはできない。
- 4 学会への貢献度は、以下によって評価する。
 - 1) 学会運営に対する貢献（会長、副会長、理事長などの役員経験等）
 - 2) 学術的貢献（著書、論文、学会発表、学会賞、奨励賞等）
- 5 会員以外で特に本学会に貢献のあった者については、別に審議する。
- 6 理事会は、年度ごとに名誉会員候補者リストを作成する。
- 7 理事会は、名誉会員候補者を審議し、本人の承諾を得た上で、総会に提案する。総会で承認が得られたら、その次年度から名誉会員となるものとする。

附則

- 1) 平成23年12月17日 理事会承認
- 2) 令和6年3月17日より施行する（令和6年3月17日より内規から規程に変更）。